

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年3月23日)

[件名]

- 災害対応に係る協定の締結等について
(危機管理政策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第48報)
(原子力安全対策課) … 3
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(危機対策・情報課) … 4

危機管理部

災害対応に係る協定の締結等について

令和8年3月23日

危機管理政策課

本県の防災体制を強化するため、物資提供や役務に関する応援協定を締結しました。
また、避難所の空気環境改善に関する協定に基づき、空気清浄機の事前配置が完了しました。

1 今回拡充した協定

(1) 被災者の生活復興支援（災害ケースマネジメント）に関する協定（R8.1.29）

これまで、5団体（鳥取県弁護士会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、鳥取県建築士会、鳥取県宅地建物取引業協会、日本技術士会中国本部鳥取県支部）と協定を締結しており、今回、3団体を追加。（計8団体）

ア 締結団体

- ・鳥取県司法書士会 会長 本郷 貴大（鳥取市西町1丁目314番地1）
- ・鳥取県土地家屋調査士会 会長 中川 則美（鳥取市西町1丁目314番地1）
- ・鳥取県行政書士会 会長 今田 重治（鳥取市富安2-159久本ビル5F）

イ 協定の概要

県内で災害ケースマネジメントによる被災者支援を実施する際、被災者の状況に応じて県から協定締結団体に専門家の派遣依頼を行い、相談対応等を実施

(2) 災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定（R8.2.2）

ア 締結団体

WOTA株式会社 代表取締役 前田 瑤介（東京都中央区日本橋馬喰町1-13-13）

イ 協定の概要

WOTA（株）は、水循環システム（シャワーや手洗い等で水を繰り返し使用できるシステム）を製造販売する事業者であり、災害時に長期の断水が生じた場合、協定に基づき水循環システムを提供する。また、同社は災害時における水循環システムの全国的な広域互助体制（当該システムを保有する全国の各種団体・企業が融通し合う仕組み）の構築を進めており、協定に基づき本県もこれに協力する。



水循環式手洗いスタンド

「WOSH」

(3) 災害時における被災者の支援に関する協定（R8.2.12）

ア 締結団体

鳥取県ケータリングカー協同組合 理事長 村上 和良（鳥取市湖山町東4丁目28番地2）

イ 協定の概要

災害時に県からの要請に基づきキッチンカー等による炊き出し・温食提供を実施する。



2 (株)エアドッグジャパンとの災害時における避難所の空気環境改善に関する協定に基づく空気清浄機の事前配置

良好な避難所環境の確保のため、令和7年9月に(株)エアドッグジャパンと締結した協定に基づき提供を受けた空気清浄機について、県内の避難所となる施設等へ配置が完了しました。

今回配置した空気清浄機をできるだけ平時から使用するとともに、同社における効果測定・検証にも協力しました。

【配置状況】

市町村名	台数	市町村名	台数	市町村名	台数	市町村名	台数
鳥取市	332	倉吉市	82	米子市	278	伯耆町	19
岩美町	19	三朝町	11	境港市	59	日南町	7
若桜町	5	湯梨浜町	30	日吉津村	7	日野町	5
智頭町	11	琴浦町	28	大山町	27	江府町	5
八頭町	28	北栄町	26	南部町	18	合計	997

※災害時に避難所で空気清浄機が不足する場合は、事前配置を行った機器を市町村間で融通するほか、必要に応じて(株)エアドッグジャパンへ供給を依頼する

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第48報）

令和8年3月23日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は2月25日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機（前回報告から変化なし）

（1）第18回定期事業者検査

2月9日に原子炉を停止し、定期事業者検査開始。

（2）特定重大事故等対処施設

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合26回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

3月6日に原子力規制委員会が現地調査を実施した（3号機の現地調査は2回目）。新規規制基準対応の設備の確認をし、杉山委員は「規制要求にきちんと対応しているとの印象を持った」と評価した。

4 島根原子力発電所2号機のLCO逸脱

2月26日、島根2号機の重大事故等発生時に使用する燃料プール水位・温度計において運転上の制限の逸脱が確認された。鳥取県は安全協定に基づき中国電力に報告を求めた。

（1）事案概要

ア 発生日時 2月26日（木）16時06分

イ 発生機器 燃料プール水位・温度計（SA）

ウ 発生状況 16:06 燃料プール熱電対式水位計に係る警報

17:00 燃料プール水位・温度計が使えない状態と判断し、運転上の制限（LCO）の逸脱を宣言（なお、他の通常運転時に使用する水位計や温度計で正常に監視できている）。

17:31 測定器の再起動（電源オン）により復帰

エ 影響 放射性物質の放出はなく、環境への影響なし

プラントへの影響なし

負傷者なし、汚染・被ばくなし

（2）報告聴取

ア 日時 2月27日（金）10時30分～11時45分

イ 聞取者 鳥取県3名（2県6市が合同で実施）

ウ 説明者 中国電力島根原子力本部 広報部 吉川部長 他

エ 聞取概要

（ア）事象の状況の確認

- ・当該測定器で水位が確認できず、温度も通常と異なる値を指示していたことから、使用できない状態であると判断（LCO逸脱と判断）した。
- ・燃料プールの水位及び温度は複数の設備で監視していることから、当該測定器が動作不能な間も他の設備により継続監視できていること、異常がないことを確認した。
- ・今後、不適合管理を行い、原因調査を行うことを確認した。

（イ）県の対応

- ・原因究明及び再発防止対策の徹底並びに県への報告を口頭で申し入れた。

（参考）運転上の制限（LCO）の逸脱

原子炉施設保安規定では、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められている。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、あらかじめ定められた時間内に修理等を行う事が求められる。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和8年3月23日

危機対策・情報課

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
危機対策・ 情報課	令和7年度鳥取県 危機管理情報ネッ トワークシステム 保守業務	鳥取県鳥 取市東町 一丁目2 71番地 ほか	パナソニックコネク ト株式会社現場ソ リューションカン パニー西日本社 プレジデント 武部 恭士	(当初契約総支払上 限額) 90,026,200円 (第1回変更後総支 払上限額) 107,912,200円 (変更額) 17,886,000円	令和7年5月22日 ～ 令和8年3月31日 (変更なし)	(当初契約年月日) 令和7年5月22日 (第1回変更契約年 月日) 令和8年3月3日	【業務内容】 鳥取県防災行政無線設備の点検及び故障修理を行う。 ○主な変更理由 ・各市町村に設置している一斉指令システム及び震度情報ネットワークシステム用のUPSバッテリーについて、劣化により停電時にシステムが稼働しなくなる恐れがあるため、交換するもの。 ・境港市役所設置の一斉指令システムの端末について、表示異常が生じたため、交換するもの。